

平成26年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成26年12月19日

閉 会 平成26年12月19日

仁 木 町 議 会

## 平成26年第4回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成26年12月19日（金曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第10号 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第12号 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 意見案第27号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 日程第8 意見案第28号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書
- 日程第9 意見案第29号 C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書
- 日程第10 意見案第30号 地域の中小企業振興策を求める意見書
- 日程第11 意見案第31号 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書
- 日程第12 意見案第32号 難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書
- 日程第13 意見案第33号 18未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務調査

## 平成26年第4回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成26年12月19日 午前 9時30分

閉 会 平成26年12月19日 午前10時19分

---

 議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄
 

---

## 出席議員（9名）

1 番	野 崎 明 廣	2 番	住 吉 英 子	3 番	嶋 田 茂
4 番	宮 本 幹 夫	5 番	大 野 雅 義	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	山 下 敏 二

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農業委員会事務局長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選挙管理委員会書記長	(林 典 克)
住 民 課 長	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

---

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

---

## 開 会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

これから、会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

12月18日に引き続き、3番・嶋田君及び4番・宮本君を指名します。

### 日程第2 議案第9号

**仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（山下敏二）日程第2、議案第9号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

それでは、議案第9号であります。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、門脇住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第9号、仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

最初に、条例の制定の趣旨を説明いたします。この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、国の基準に基づき制定したものです。ここに出てまいります特定教育・保育施設とは認定こども園、幼稚園及び保育所を言います。また、特定地域型保育とは、家庭保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。この子ども・子育て支援法の仕組みですが、新制度では、施設型給付及び地域型保育給付を創設して、この2つの給付制度に基づき、従来それぞれ行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共有化されるものです。施設型給付では、認定こども園、幼稚園、保育所を対象といたします。認定こども園は0歳から5歳まで、幼稚園は3歳から5歳まで、保育所は0歳から5歳までとなります。もう一つの地域型保育給付は新たに市町村の認可事業となる4つを対象としています。これはいずれも原則0歳から2歳までの保育であり、小規模保育、家庭的保育、居宅型保育、事業所内保育です。これは、待機児童の解消となる認可事業でもあります。また、施設型給付などの支援を受ける子ども

の認定区分については、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもは区分認定が設けられ、区分に基づいて施設型給付などが行われます。認定につきましては1号から3号まで、1号認定子どもは満3歳以上の子どもであり、教育を希望するものです。これにつきましては、幼稚園などが対象となります。2号認定は3歳以上の子どもであり、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を必要とするものです。3号認定子どもは3歳未満の子どもであり、保育の必要な事由に該当し、保育所等の保育を必要とするものであります。以上が説明であります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第10号

#### 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第3、議案第10号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）続きまして、議案第10号でございます。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

同じく詳細につきましては、門脇住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第10号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

条例の制定の趣旨を説明いたします。この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、本町において設置認可を行う家庭的保育事業、これにつきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があります。これについてその許可基準を定めるものです。国の基準に基づき制定したものでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する主な基準ですが、保育年齢は0歳から2歳までで、保育時間を原則8時間といたします。家庭的保育事業については利用定員5人以下、これにつきましては小規模保育事業A、B、C型、利用定員については6名から19名、居宅型訪問型保育事業については利用定員1名、事業所内保育事業では20名以上19名以下の利用定員に分かれております。また、職員数については、職員数の指定と家庭的保育補助者を置くことができる事業とに分かれます。給食につきましては自園調理、調理設備及び調理員が必要となります。ただし、これについての栄養士がございませんので、ここについての認可については役場の部分で、栄養管理士が在籍しておりますので、この部分の連携をとりながら進めるというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第11号

##### 仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第4、議案第11号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について。仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、門脇住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春） それでは、議案第11号、仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

条例の制定の趣旨を説明いたします。この条例は、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、子どものための教育・保育給付の認定に関し、必要な事項を定めるものです。国の基準に基づき制定したものであります。保育の必要性に係る認定基準ですが、新条例では保育の必要性の事由に1番から9番がございます。1つとして、ひと月48時間以上の就労、2つ目、妊娠又は出産、3つ目、保護者の疾病・負傷・障がい、4つ目、同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護、5つ目、災害復旧、6つ目、求職活動、これには起業の準備を含めるとあります。7番目、虐待やDVのおそれがあること、8番目、育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続理由が必要であること、9つ目、その他上記に類する状態として町長が認める場合ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第12号

### 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第5、議案第12号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

こちら門協住民課長から詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○住民課長（門協吉春）議長。

○議長（山下敏二）門協住民課長。

○住民課長（門協吉春） それでは、議案第12号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

条例の制定の趣旨を説明いたします。現在、放課後児童健全育成事業、通称放課後児童クラブですが、これには基準条例はなく、本町では厚生労働省のガイドラインに沿って要綱を策定し運営しているものです。この条例は今回新たに児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、国の基準に基づき制定いたしました。支援の対象者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいないものであり、小学校1年生から6年生までが対象となります。施設設備については、遊び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援員の提供に必要な設備、備品を備える、放課後児童支援員の数は支援単位ごとに2人以上、ただし1名は補助員でも可といたします。単位を構成する児童は概ね40名以下、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者で道知事が行う研修を修了したものであります。開所時間、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業は1日につき8時間、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業は1日につき3時間であり、開所日数につきましては1年につき250日以上を原則とし、事業ごとに決めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第13号

### 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第6、議案第13号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、議案第13号でございます。仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第13号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例を定めたものであります。育児短時間勤務につきましては、小学校就学前の子を養育する職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができるものであります。なお、給与月額及び関連手当につきましては、勤務時間に応じた額となるものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第9条の育児休業をした職員の退職手当の取り扱いについては、北海道市町村職員退職手当組合の条例が適用となることから、町条例が不要となったため削除をしております。第14条の2の育児短時間勤務職員等の給与条例の特例については、給与条例の規定を読み替える欄を設けております。中欄に掲げる字句を右欄に掲げる字句に読み替えるものであります。第5条関係につきましては、初任給、昇格の基準の給与条例の規定であります。

2ページをお開き願います。第11条関係につきましては、勤務手当に関しての給与条例の規定であります。第15条関係につきましては、時間外勤務手当に関しての給与条例の規定であります。

3ページをお開き願います。第22条、第23条関係につきましては、期末手当及び勤勉手当に関しての給与条例の規定であります。第20条、第21条につきましては、引用条例の訂正となっております。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 意見案第27号

### 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書

○議長（山下敏二）日程第7、意見案第27号『必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）意見書について、説明いたします。別冊議案書の14ページです。

意見案第27号『必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、上村智恵子議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりであります。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第27号『必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって意見案第27号『必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 意見案第28号

### 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第8、意見案第28号『米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の16ページです。

意見案第28号『米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第28号『米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第28号『米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 意見案第29号

### CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第9、意見案第29号『CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の18ページです。

意見案第29号『CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第29号『CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第29号『CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 意見案第30号

### 地域の中小企業振興策を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第10、意見案第30号『地域の中小企業振興策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の20ページです。

意見案第30号『地域の中小企業振興策を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第30号『地域の中小企業振興策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第30号『地域の中小企業振興策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 意見案第31号

### 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第11、意見案第31号『後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の22ページです。

意見案第31号『後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、林正一議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第31号『後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第31号『後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 意見案第32号

### 難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書

○議長（山下敏二）日程第12、意見案第32号『難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の24ページです。

意見案第32号『難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、林正一議員です。意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へ戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第32号『難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第32号『難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 意見案第33号

#### 18歳未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第13、意見案第33号『18歳未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の26ページです。

意見案第33号『18歳未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年12月18日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は、北海道知事です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第33号『18歳未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第33号『18歳未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第14、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長、上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が

あります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 日程第15 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第15、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前10時15分**

**再 開 午前10時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成26年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別のご審議の下ご可決賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様方から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

冒頭の行政報告でも申し上げましたが、本年も東京で開催されました全国町村長大会に出席してまいりました。その1週間前には毎年行われております秋期の中央要望活動に出向き、それに併せて後志町村長の行政視察がございました。視察先は神奈川県西部にあります小さな半島の町、真鶴町でありました。真鶴町は人口は7800人ほどで古くより漁業と石材が盛んに行われてきた地域でありまして、海と山に囲まれた風景は美の町と称されるほど景観を大切にしている町であります。かつて好景気でありました頃、別荘地として人気が高まり、リゾートマンションの建設が増加する中で、町として独自のまちづくり条例を制定して、今日まで美しい町並みと景観を守ってきました。また高齢化・過疎化が進み、1次産業が衰退していくことを見据え、全国の市町村の中で1番最初に景観行政団体となり、景観計画を策定し、まちづくり条例を中心とした美のまちづくりを推進する環境を整えたことにより、町に残ったのは唯一美しい町

並みという観光資源でありました。今回選挙が終え、国は地方自治体に対して、地方創生の促進を加速化させることが予測されます。本町におきましても、住みよい環境を整備することはもちろん進めてまいります。本町の特性を生かした魅力あるまちづくりのためにも、今から町民の皆様とともに進めてまいり所存でございます。

結びになりますが、今年も残すところあとわずかとなり、何かとお忙しい年末を過ごされると思います。議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今年1年間町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたことに改めて御礼申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。2日間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成26年第4回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変ご苦労様でした。

**閉 会 午前10時19分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第4回仁木町議会定例会（2日目）議決結果表

会 期 平成26年12月18日～12月19日（2日間）

2日目 平成26年12月19日（金曜日）

（開会～午前9時30分／閉会～午前10時19分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第9号	仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	H26.12.19	原案可決
議案第10号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	H26.12.19	原案可決
議案第11号	仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について	H26.12.19	原案可決
議案第12号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	H26.12.19	原案可決
議案第13号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H26.12.19	原案可決
意見案第27号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第28号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第29号	C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第30号	地域の中小企業振興策を求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第31号	後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第32号	難病や小児慢性特定疾病患者の自己負担見直しを求める意見書	H26.12.19	原案可決
意見案第33号	18未満の子どもへの甲状腺検査を求める意見書	H26.12.19	原案可決